

令和5年第1回美祢市議会定例会会議録（その4）

令和5年3月22日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	藤澤和昭
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	西田良平
観光商工部長	繁田誠	会計管理者	山本幸宏
教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子	教育委員会事務局長	西山宏史
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	総務企画部次長	中嶋一彦
市民福祉部次長	古屋敦子	建設農林部次長	市村祥二
総務企画部行政経営課長	岡崎基代		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第15号 令和5年度美祢市水道事業会計予算の原案訂正について

- 日程第3 議案第2号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第4 議案第3号 令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第5 議案第4号 令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1  
号）
- 日程第6 議案第5号 令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第  
3号）
- 日程第7 議案第6号 令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第8 議案第7号 令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第8号 令和4年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第9号 令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第19号 美祢市美東地域告知放送の設置及び管理に関する条例の  
廃止について
- 日程第12 議案第20号 美祢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第13 議案第21号 美祢市情報公開条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 美祢市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 美祢市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第17 議案第25号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第26号 美祢市子ども・子育て会議条例及び美祢市特定教育・保  
育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第27号 美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第20 議案第28号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について
- 日程第21 議案第29号 美祢市立秋吉台化学博物館の設置及び管理に関する条例

の一部改正について

日程第22 議案第30号 美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第31号 美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正について

日程第24 議案第32号 美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第10号 令和5年度美祢市一般会計予算

日程第26 議案第11号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算

日程第27 議案第12号 令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計予算

日程第28 議案第13号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計予算

日程第29 議案第14号 令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第30 議案第15号 令和5年度美祢市水道事業会計予算

日程第31 議案第16号 令和5年度美祢市下水道事業会計予算

日程第32 議案第17号 令和5年度美祢市病院等事業会計予算

日程第33 議案第18号 令和5年度美祢市観光事業会計予算

日程第34 議案第33号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第35 議案第34号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

日程第36 議案第35号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について

日程第37 議案第36号 財産の取得について

日程第38 議案第37号 普通財産の貸付けについて

日程第39 議員派遣について

日程第40 議案第41号 美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第41 議員提出議案第1号 美祢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日配付してございますものは、議事日程表（第4号）及び議員派遣一覧の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、藤井敏通議員、村田弘司議員を指名いたします。

日程第2、議案第15号令和5年度美祢市水道事業会計予算の原案訂正についてを議題といたします。

本件に関し、市長から訂正の理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 令和5年度美祢市水道事業会計予算の原案訂正について御説明申し上げます。

このたび、令和5年第1回美祢市議会定例会に提出いたしました、議案第15号令和5年度美祢市水道事業会計予算を一部訂正いただきたく、お願い申し上げます。

訂正箇所といたしましては、令和5年度美祢市水道事業会計予算書に関する説明書のうち、令和5年度美祢市水道事業予定貸借対照表の資本の部、剰余金、利益剰余金の内訳にあります、当年度未処分利益剰余金を816万2,000円から1,144万9,000円に改めるものであります。

訂正する理由は、予定貸借対照表のうち、当年度未処分利益剰余金の金額について、令和4年度の美祢市水道事業会計予算の金額を誤って記載しておりましたことから、訂正するものであります。

御理解の上、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げますとともに、御迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

また、最初の正誤表をお示しする際に、年度を誤って表記いたし、再度訂正を行

いましたことに対しましても、重ねて心からおわび申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう、これまで以上に細心の注意を払う所存でありますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、訂正理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第15号令和5年度美祢市水道事業会計予算の原案訂正についてを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号令和5年度美祢市水道事業会計予算の原案訂正についてを承認することに決しました。

日程第3、議案第2号から日程第38、議案第37号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。最初に、予算決算委員長。

〔予算決算委員長 村田弘司君 登壇〕

○予算決算委員長（村田弘司君） ただいまより、去る3月6日、7日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告をいたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第2号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第11号）は、全員異議なく原案のとおり可決しております。

また、議案第10号令和5年度美祢市一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑について御報告をいたします。

まず、議案第2号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第11号）について御報告いたします。

委員より、退職手当について、約1億5,000万円もの額が計上されているが、理由についてお尋ねするとの質疑に対しまして、執行部より、定年退職者分は当初予算に計上していますが、このたびの補正は、年度途中の退職者を計上したもので、勸奨退職等8名分を計上していますとの答弁がありました。

次に、委員より、住民税非課税所帯等臨時特別給付金事業について、支給率98%

以上となるような対応策を考えているかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、市報をはじめ再度の案内通知などを発送することによって、申請率を高めたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、企業誘致推進事業について、本社機能等移転促進事業補助金及び美祢ITサテライトオフィス誘致推進補助金が減額となっているが、実際に問合せ等あったのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、両事業とも、結果として実績が見込めないことになりました。なお、美祢ITサテライトオフィス誘致推進補助金については、事業者からの問合せもありましたが、成立には至らなかったところだそうですとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、議案第10号令和5年度美祢市一般会計予算について御報告いたします。

議案の審査過程において、委員より多くの質疑等がなされましたが、ここでは、3月7日に市長出席のもと、総括質疑を行っておりますので、その内容について主なものを御報告いたします。

まず、委員より、美祢市の基盤である農業振興を人口定住につなげていくためにも、効率の悪い農地の再整備を進めて、農業振興に合わせて人口対策を進めるべきと考えるが、見解をお尋ねするとの質疑に対し、市長より、農業は基幹産業というだけでなく、社会基盤産業と捉えています。基盤整備については、地元の合意や負担金も発生する事業であるため、地元で御希望があれば受け付けたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、ヤングケアラーの問題について、今後注意する課題として考慮されるお考えがあるのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、ヤングケアラーの問題については、調査を行いながら、該当者がいる場合は支援の手を差し伸べなければならないと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、農業振興策として、有機農業に対する市長のお考えをお尋ねするとの質疑に対し、市長より、有機農業は中山間地域において非常に有効であると考えています。しかし、手間や効率性の悪さ、地域全体での取組の必要性などを鑑み、行政の支援、JAのバックアップ体制など、地域全体での盛り上がりが必要では

ないかと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、本年7月から、美祢社会復帰促進センターの刑務作業を民間事業者にお問い合わせすることだが、どういった契約関係になるのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、民間事業者と美祢市との契約については、美祢市の竹林資源をさらに活用していくため、包括的な竹林資源活用推進業務を委託契約するものです。なお、民間事業者と社会復帰促進センターとは、提供する刑務作業の内容を決定する契約書を双方が交わすこととなりますとの答弁がありました。

また、委員より、予算の概要の重点事業において——失礼しました。基本理念をはじめ、秋吉台という記載が多く見られる割に、新規事業が少ないと感じているが、既存事業及び新規事業を合わせて、どのような形で観光資源を生かし、観光の活性化につなげていこうと考えているかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、魅力的な景観を保持しながら、ジオパーク活動や近年注目されているアウトドア関連など、これらを総合的に活用しながら、秋吉台地域の魅力創出につなげていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、今後箱物など、インフラ整備が次々に行われていく中で、市債の発行も増えていくことが見込まれる中、堅実に運営していけるのかお尋ねするとの質疑に対し、市長より、財政負担の平準化ということも十分考慮しながら、適正なインフラ整備を行ってまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、再生特別措置法については、少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中で、にぎわいをつくり出す取組であり、秋芳洞入り口の商店街の活性化に適した事業と考えるが、見解をお尋ねするとの質疑に対し、市長より、再生特別措置法の事業採択要件については、用途地域が対象となりますので、秋芳洞の商店街は、採択要件に該当しないこととなりますとの答弁がありました。

本事案につきましては、このほかにも委員より質疑、意見がありました。ここでは割愛をさせていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算委員長 村田弘司君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 村田弘司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る3月8日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案21件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく全会一致で可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

議案第15号、令和5年度美祢市水道事業会計予算について御報告いたします。

委員より、上野・秋吉地区水道統合整備事業の進捗状況についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、令和4年度末で全体計画の約8割に相当する進捗状況となっています。

現時点では、当初の予定どおり令和6年7月1日からの供用開始を予定していますとの答弁がありました。

本議案については、このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

次に、議案第17号令和5年度美祢市病院等事業会計予算について御報告いたします。

委員より、新型コロナウイルス感染症が2類から5類へと格下げになった場合、コロナ病床はなくなるのか。また、それに伴い、県からの支出金は見込めないということかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、5月8日に5類へ移行される予定であるが、コロナ病床の設置については、両病院とも、2月末に設置を解除されています。

そのため、新年度予算は県からの補助金はないものとして編成していますとの答弁がありました。



本議案については、このほかにも委員より質疑がありました。ここでは割愛させていただきます。

次に、議案第18号令和5年度美祢市観光事業会計予算について御報告いたします。

委員より、予定損益計算書において、令和5年度末で2億3,713万4,000円の累積欠損金が予定されているが、今後、どの程度で解消できるのか見通しをお伺いするとの質疑に対し、執行部より、今年度において観光振興計画の一部見直しを行っており、今後5年間の企業会計としての見通しを立てたところです。今後も流動性のある状況下であり不透明な点はありますが、目標として、4年後をめどに累積欠損金の解消を考えていますとの答弁がありました。

次に、議案第35号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてを御報告いたします。

委員より、農林資源活用施設に対する指定管理料は、損失補填という側面もあると理解しているが、今後、収支をできるだけ改善させ、指定管理料を減らす工夫は考えられているのかとの質疑に対し、執行部より、今後、新たな指定管理者が持つ、他の農産物の加工事業も新商品開発として構築中であると考えています。

それにより、年間を通じた施設の安定的な農産物加工体制が確立され、収益事業として、指定管理料ゼロを目指されていくものと捉えているところですよとの答弁がありました。本議案については、このほかにも委員より質疑がありました。ここでは割愛させていただきます。

また、そのほかの議案についても、委員より質疑がありました。ここでは割愛させていただきます。

次に、その他において、議長より発言がありましたので御報告いたします。

議長より、議案第7号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）において、電力価格高騰分の運営補助金として一般会計から繰り出されているが、果たして、公営企業会計に対して、一般会計から補正をするという行為は、税の公平性、受益者負担の公平性が担保されているのかお尋ねするとの問いに対して、執行部からは、このたびの繰入金増額については、厚生労働省医薬生活衛生局水道課から通知された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についての事務連絡を根拠に予算措置した旨の説明を受けたところであるが、本交付金を活用せずに、一般会計から支出していることから、税の公平性の観点で妥当と言えるのか、

国の考え方を確認していただきたいとの指摘がなされました。

このことに対する国の見解を確認しましたので、ここで御報告いたします。

厚生労働省医薬生活衛生局水道課より、内閣府が一時的な電力、ガス、食料品等価格高騰に対する重点支援として、交付金を創設したものであるが、この交付金を活用せずに、一般財源として水道事業に支出することに関しては、各自治体の判断で対応されたいとの回答を得ておりますことを御報告をいたします。

また、そのほか所管事項として、執行部より、美祢市立病院、美東病院の経営状況について報告を受けましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 杉山武志君 登壇〕

○教育民生委員長（杉山武志君） ただいまより、去る3月10日に開催いたしました教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案13件につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第23号から議案第29号までの10件につきましては、全員異議なく全会一致で可決、議案第11号、議案第13号及び議案第14号の3件につきましては賛成多数で可決しております。

なお、審査過程におきまして、委員より質疑がございましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほか、所管事項としまして、荒山委員より資料請求のありました、公民館使用許可に関わる資料について、また、美祢市衛生センター基幹的設備改良工

事の進捗について、執行部より説明を受けましたが、内容につきましては割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔教育民生委員長 杉山武志君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

〔教育民生委員長 杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。ただいま、予算決算委員長、総務企業委員長、教育民生委員長からの申出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第3、議案第2号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号令和4年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号令和4年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号令和4年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号令和4年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号令和4年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号令和4年度美祢市観光事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第19号美祢市美東地域告知放送の設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第20号美祢市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第21号美祢市情報公開条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案ですけれど、議案22号との関連もありますが、議案22号のための条例改正で賛成はできません。

反対する理由は、現行の個人情報を——現行の個人情報保護条例の廃止により、個人情報の保護で大切な規定がなくなり、個人情報の保護が後退する危険があるということです。

個人情報には、たくさんの情報——市民——市民の個人情報がたくさんあります。例えば住所、氏名、生年月日、家族の情報、どんな税金をどれだけ納めたか、滞納しているのか、土地、建物をどれほど持っているのか、年金額は幾らなのかなど、絶対に他人に知られては困る情報ばかりです。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないように決めたのが、美祢市の個人情報保護条例なのです。

この理由ですが、22号について関連するので、22号にもちょっと触れたいのですが、いいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） この議案だけにしてください。

○12番（三好睦子君） それでは、そういった理由で、21号には反対いたします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと、ここで暫時休憩します。

午前10時34分休憩

---

午前10時39分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

三好議員が今発言されたんですが、大いに市民の皆さんに誤解を与える発言だと思います。法律を統一して、より分かりやすくして、特段にですね、漏れるような方策を取るわけじゃありませんので、発言を議長の権限において、訂正を求めます。三好議員、訂正されませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 私はしっかりと勉強しまして、資料も持っているのですが、最終的にはですね……

○議長（竹岡昌治君） いや、訂正をする気はないとおっしゃるんですか。

○12番（三好睦子君） しません。

○議長（竹岡昌治君） はい、分かりました。市民の皆さんに、逆に訴えたいと思います。三好議員の発言は誤った判断からの発言だというふうに受け止めさせていただきます。よろしゅうございますね。皆さんよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、三好議員からの御発言がありましたけど、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

個人情報保護の保護条例、これが法に制定されるということで、より漏えいがなくなるという解釈で私はあります。よって、この議案に賛成といたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君）　じゃあ一応討論これで終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告に決することに、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君）　挙手多数であります。よって、原案のとおり決することに決しました。

日程第14、議案第22号美祢市個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。同じ論拠なら、発言は許可できませんが。

○12番（三好睦子君）　少し詳しくなります。22号、いいでしょうか。

22号の法案は、デジタル化を利用して、あらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を、企業などが利活用しやすいような仕組みにしようというものです。

昨年5月にデジタル関連法案が成立しましたが、その中に個人情報保護法の改正も含まれて、それを受けての今回の議案の提案となっています。

自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットして、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限度に制限し、自治体が、条例で、国より強い規制をすることをやりにくくしてしまったのです。

このように、地方自治体が長年積み重ねて、個人情報保護の大事な規定をなくして、企業の活用——企業の活用をやりやすくすることを狙ったものです。

今回の現行の条例の廃止と、全国の共通ルール化による個人情報の保護が後退する危険があるため、この議案に反対いたします。

○議長（竹岡昌治君）　ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第15、議案第23号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第24号美祢市犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第25号美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第26号美祢市子ども・子育て会議条例及び美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第27号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第28号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第29号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第30号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第31号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） これは、美祢市病院事業使用料手数料の条例の一部変更です。これは美祢市立病院のグリーンヒルの居住費と食事代の値上がりとなる条例です。その変更です。利用料が値上がりになります。入所を1か月利用したとして、9,650円の値上がりになります。介護保険の補足給付が解約されることが影響しています。

美祢市内で、65.5%の利用者に影響があるとのこと。年金支給額は減る一方です。この値上げの議案に反対いたします。

なお、介護保険負担限度額認定書、これを市に申請すれば、補足給付の対象になる場合もあるので、この制度の周知と徹底をお願いするものです。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本件について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第32号美祢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第10号令和5年度美祢市一般会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対の立場で意見を述べます。

2023年度の予算の中には、住民の願いが届いた子どもの医療費助成制度、保育料の軽減、燃料、肥料、資材等の農家に対する高騰——肥料、燃料、資材等の高騰で、農家への市独自の支援策など、評価できる事業もあります。しかし、地方自治体は、市民の立場に立ち、国の防波堤の役目をしているかという点から見ますと、本年度の予算には賛成できません。

国が進めるデジタル化推進事業です。国は、データ利活用を成長戦略として位置づけ、企業に利活用しやすい仕組みづくりを進めてきました。国、自治体が保有する個人情報、多岐にわたる膨大な情報量です。これを企業に利活用するには、行政のデジタル化が必要であり、個人情報までが、官業の開放の対象とされようとしています。

政府のデジタル改革関連法案——デジタル改革関連法は、プライバシー権の侵害、利益——利益誘導、官民癒着の拡大、行政の住民のサービス等の後退、国民に負担増と給付の削減を押しつけるものとなっています。

マイナンバーカードにしても、健康保険と一体化にすることは、カードの利用に慣れない患者の窓口対応の増加、またシステムの不具合等に診療継続が困難になる

など、市民と医療機関に負担と混乱をもたらすもので賛成できません。

また、デジタル化は、自治体のリストラにもつながります。総務省幹部は、デジタル化で、無人窓口も可能とっています。将来的には、窓口の無人化ということでしょうか。市職員数の動向を見ますと、昨年より9人、一昨年より50人も減っています。住民の福祉向上、市民の住民の住民サービスを後退させることとなります。

また、日本の子どもの7人に1人が貧困状態にあるとされています。美祢市でも大差はないと思います。小学校、中学校の給食の無償化に踏み切り、子育て世代を応援するべきです。学校給食の無償化は、人口減少と少子化対策にもなります。財源は、財政調整基金が26億円以上あります。これを活用することなど、経済を循環させてこそ、活力ある市政が行われると確信します。

そのほかについては、今後、要望書や——要望書の提出、また、一般質問等で行いたいと思います。

コロナ禍に加え、物価高騰、消費税10%等々が、暮らしと営業——営農を直撃しています。市民の暮らしを直撃しています。市民の命と暮らしを守る予算であるべきだと述べて意見といたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

さきの一般質問の際に幾つかの政策につきまして、市民の声が反映したものと、お礼を申し述べさせていただきました。

このたびの予算につきまして、国の政策、市民の声、これらが多く反映されているものと高く評価いたしまして、賛成とさせていただきますと思います。

○議長（竹岡昌治君） ほかに反対意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、討論は終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第11号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を

行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この予算に反対いたします。理由は2つあります。

1つは、保険税が払いやすい税額になっていないということです。昨今の経済状況で——が影響して営業が不振し、また年金削減などで収入が減っています。21年度の決算では——すみません。2021年ですね——の決算では、滞納金額が8,100万円以上——8,100万円以上あります。今後、滞納額を発生させないためにも、保険税の負担を軽くして払いやすくするべきだと思います。

1世代1万円の負担を——1万円負担を軽くすると、国保世帯は5,015世帯ですから、5,015万円あればできます。

2つ目は子どもの就学——すみません。18歳未満の子どもにかかる均等割課税、これがかかっているということです。子どもの均等割負担は、子どもの貧困対策に——子どもの均等割負担は子どもの貧困対策にも、子育て支援にも逆行しています。少子化対策のためにも、独自で減免している自治体は、全国でもあります。25自治体あります。美祢市でも735万3,000円あればできます。基金が7億5,500万円のこの基金を活用して、この2つの負担を軽くする予算編成をするべきだと意見を述べます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、議案第23号美祢市国民健康保険条例の一部改正については賛成されておられますが、よろしゅうございましょうか。条例には賛成ということでしょうか。会計には反対。よろしゅうございますか。これ以上時間取りたくありません。続けましょう。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第12号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第13号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

理由として、今回の補足給付という特養や老人保健施設、介護療養型医療施設などに入所している方の食費負担が、年金——年金——負担がですね、年金が月20万円だった人が食事代が1日——10万円だった人ですね。それが食事代が今までは1日が650円だったのが1,360円、約2倍以上に引き上げられました。

ショートステイの場合は、食費負担は、住民課税、非課税の方世帯も含めて、1.5倍から2倍の値上げとなっています。これらの負担を軽くするために、介護給付費準備基金を活用して、命と暮らしを守る予算にするべきです。

2021年度の介護給付費準備基金を見ますと、1人当たり3万1,569円です。美祢市では、この13市の中で、下関に続いて2番目に多いのです。3市の平均は2万5,724円となっていることを申し添えて意見といたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第14号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

日本共産党は75歳以上の高齢者を別枠にした後期高齢者医療保険制度に反対しています。さらに、医療費の窓口負担が、今までは1割負担だった人も、一定の所得がある人は、2割負担になっている予算となっています。

政府は、現役世代の保険料の負担を軽減するとして言いましたが、これは僅か1人当たり30円の軽減しかありません。2008年の制度の——この制度ですね。制度の導入のときは、6回にわたり——導入以来、6回にわたる保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する大きな要因となっています。

2008年度にこの制度がスタートした際に、保険料軽減措置として、保険料の軽減措置特例軽減分まで——これらがあったのですが、これまで打ち切って、低所得者の高齢者に保険の大幅な引上げを押しつけてきました。こうした制度に基づいた予算に反対いたします。

日本共産党は、後期高齢者医療制度の保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と年齢——年齢ですね、年齢による差別と負担増の制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻します。減らされた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額をして、高齢者、国民の負担軽減を推進していることをお伝えして意見いたします。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、お尋ねしてもいいですか。個人的なことをお伺いしますが、あなたは、後期高齢者医療お使いになっておられますか、おられませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 議会で個人的なことを言ってもいいんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） そっか。本会議でね。

制度に反対と言いながら、多分御利用されていらっしゃると思うんですが、かなり矛盾があるんじゃないかと思うんですね、主張に対して。三好議員。

○12番（三好睦子君） 先ほど述べましたように後期高齢者医療制度のこの制度に基づいた予算と言っておりますので、矛盾はありません。

○議長（竹岡昌治君） これ以上議論しません。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） これより、議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第15号令和5年度美祢市水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見。三好議員はないんですか。矛盾してると思うんですよ、あなたの主張は。当初予算反対でしょう。水道事業繰出金も入ってるんですが、ちゃんと筋を通してください。その場その場限りじゃなくて。三好議員。

○12番（三好睦子君） 全ての繰出金に反対と言っているわけではありません。

○議長（竹岡昌治君） これ以上議論しても仕方がないです。当初予算を反対されますから、認めません。

それでは、第15号を採決いたします。委員長報告は原案可決であります。賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。三好議員は認めません。次に——挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第16号令和5年度美祢市下水道事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）はい、無視をします。

これより、議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第17号令和5年度美祢市病院等事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この予算の中ですが、グリーンヒルの居住費と食事代が、7月からですが、値上げとなります。利用者の負担の増となりますので、反対いた

します。利用者の方の負担が——負担になった予算となっていますので反対します。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 本議案に関しましては、賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど令和5年度のこの一般会計で、賛成討論をしたかったんですけど、ちょっと見逃してしまいました。

いずれにしても、一般会計から病院事業を支えるために繰入等しております。また様々な今まで出た議案の中に関しまして、例えば、本当に生活困窮者の自立支援も、しっかりと一般会計から入ってますし、人工透析の治療に関しても、様々な面、また、自立支援医療費、医療的ケア支援、こういったところを新年度予算でしっかり繰り入れて、市民の皆さんの生活と命をしっかりと守っていく、こういった予算案が施されており、この、病院事業会計においても同じような形で、私たちの命、生活を守るそのための施策であると考えております。こういった大局的に考えてみますと、この病院事業においても、一般会計も進みましたけれども、同様に、非常に重要な議案ということで、市からの繰入れがしてるということで、もうこれに対してはしっかりと支えていくことが重要であるということ、意見を申し述べさせていただきます、賛成とさせていただきます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（竹岡昌治君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、25分まで休憩いたします。

午前11時11分休憩

-----  
午前11時25分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第33、議案第18号令和5年度美祢市観光事業会計予算の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第33号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第34号山口県市町総合事務組合の財産処分についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第36号財産の取得についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第37号普通財産の貸付けについての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りをいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合には、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩といたします。なお、この間に会派代表者会議、議会運営委員会及び議員全員協議会の開催をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

午前11時30分休憩

-----  
午後2時08分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の2）、議案付託表及び議員提出議案（第1号）の以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

午前中ですが、議案第31号について、美祢市病院事業等使用料手数料の条例の一部変更について、私は、入所を1か月利用したとして、9,650円との値上げになりますと言いましたが、正確には4,650円でした。訂正して、おわび申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） この際ですから、三好議員には、一般会計や国民健康保険事業特別会計などの当初予算に反対されておられます。当初予算には人件費はじめ、扶助費や公債費などの義務的経費が含まれております。

それにもかかわらず、当初予算に反対ということは、私は適切ではないと、そういうふうに思います。もし、特段に予算の反対があるならば、予算の修正を提出さ

れる方法や、また、この部分に予算を充実させるべきなどの意見をおっしゃった上で、賛成いただければ正常ではないかなというふうに思います。

また、予算に関連する条例改正を賛成しておきながら、当初予算に反対ということは大変矛盾があります。後期高齢者医療制度など、国の制度に基づく予算に反対することなどもあり得ないというふうに私は感じております。

以上のことから、三好議員におかれましては、議員の発言の重みを認識されまして、議員としての研さんを積まれますよう、ここから切にお願いを申し上げたいと思います。

以上です。よろしゅうございましょうか。

御報告をいたします。ただいま配付いたしましたものは議事——恐れ入ります。

お諮りをいたします。この際、日程第40、議案第41号及び日程第41、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、日程第40及び日程第41号、日程に追加することに決しました。

日程第40、議案第41号を議題といたします。市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和5年第1回美祢市議会定例会に追加提出いたしました議案1件について御説明を申し上げます。

議案第41号は、美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、令和4年度診療報酬改定により、地域包括ケア病棟入院基本料の算定要件において、同一敷地内に訪問看護ステーションの設置が必要となり、美祢市訪問看護ステーションの事務所の位置を美祢市立美東病院の敷地内に移転するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第40、議案第41号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第41、議員提出議案第1号、美祢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

○10番（岡山 隆君） それでは、議員提出議案第1号美祢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案は、猶野智和議員、杉山武志議員、村田弘司議員の御賛同をいただきまして、提出するものでございます。

本案は、美祢市議会の個人情報の保護に関する条例の制定であります。

これは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に関連して、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

この改正に伴い、国や地方公共団体、独立行政法人、民間事業者などの個人情報の取扱いに関する法律や条例が統合され、令和5年4月から全国共通ルールの下、運用をされることとなります。

一方、地方議会については、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、議会における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護法との整合を図る必要があること、また法の適用を受ける執行部と、個人情報の開示請求等の手続や取扱いに差異が生じることがないように、議会独自の個人情報保護条例として、美祢市議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日としています。

以上で提案理由の説明といたします。

全会一致をもって御議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。この際、暫時休憩いたします。

その間に、総務企業委員会の開催をよろしくお願いいたします。

午後2時19分休憩

-----  
午後3時03分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第40、議案第41号を議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、先ほど開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。



議案の審査結果について御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第41号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決しております。

なお、審査過程において、委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第40、議案第41号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後3時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月22日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃